

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和6年10月8日（火曜日）
午前10時1分開会、午後1時33分散会
（うち休憩 午前11時22分～午前11時25分、午後0時1分～午後1時1分）
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
三浦担当書記、久保田担当書記、藤川併任書記、千葉併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
大畑環境生活部長、小國副部長兼環境生活企画室長、
加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長、阿部若者女性協働推進室長、
吉田環境生活企画室企画課長、
千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長、
桜田環境生活企画室ジオパーク推進課長、古澤資源循環推進課総括課長、
酒井自然保護課総括課長、木村県民くらしの安全課総括課長、
藤井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長
 - (2) 保健福祉部
野原企画理事兼保健福祉部長、加藤副部長兼保健福祉企画室長、
日向参事兼健康国保課総括課長、吉田医療政策室長、前川子ども子育て支援室長、
田内保健福祉企画室企画課長、草木地域福祉課総括課長、
下川長寿社会課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、
千田健康国保課薬務課長、柴田医療政策室医務課長、
菊地医療政策室地域医療推進課長、太田医療政策室感染症課長、
齋藤子ども子育て支援室次世代育成課長
- 7 一般傍聴者
3人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

イ 議案第22号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

ウ 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第36号 「岩手県に高レベル放射性廃棄物を持ち込ませない条例(仮称)」制定を求める請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第4項 医薬費

イ 議案第3号 令和6年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第8号 令和6年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(請願陳情)

ア 受理番号第37号 福祉灯油の全市町村での実施を求める請願

イ 受理番号第38号 児童、生徒の保護者に対する予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願

ウ 受理番号第39号 mRNAワクチン接種中止等の意見書を国に提出することを要望する請願

エ 受理番号第40号 mRNAワクチン接種事業に対して政策評価を要望する請願

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小國副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをごらん願います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、当部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3款民生費、2項県民生活費の7万9,000円の増額と、4款衛生費、2項環境衛生費の1,118万5,000円の増額を合わせまして、総額1,126万4,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容につきまして御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の37ページをごらん願います。4款衛生費、2項環境衛生費、6目鳥獣保護費であります。右側の説明欄、指定管理鳥獣捕獲等事業費は、指定管理鳥獣に新たに指定されたツキノワグマの被害抑制のため、捕獲による個体数管理及び県民向けの啓発を実施しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ

とに関し議決を求めることについて並びに議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑環境生活部長 議案第22号及び議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての御説明に先立ち、私から発言させていただきます。

今般、産業廃棄物処理業の許可事務におきまして、誤った許可番号を記載した許可証を交付したことにより、事業者様に損害を与える事案が発生いたしました。相手方の事業者様、そして県民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけし、誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げます。

今回の事案を受けまして、再発防止策として、事務処理マニュアルの改定や、本庁での許可番号のチェックなど確認体制の強化を行うとともに、許可事務を担当する広域振興局で実質的に許可事務を総括する環境衛生課長に対し、改めて組織的なチェック体制の整備など許可事務の適正な執行について徹底したところであります。

今後とも定期的に事務処理体制等を確認するなど、本庁及び広域振興局が連携し、再発防止に取り組んでまいります。

それでは、議案の内容につきまして資源循環推進課総括課長より御説明させていただきます。

○古澤資源循環推進課総括課長 それでは、議案第22号及び議案第23号について御説明申し上げます。

議案（その3）の21ページ及び22ページをごらん願います。内容につきましては、便宜、配付しております資料ナンバー1により御説明させていただきます。

1、提案の趣旨であります。二つの議案とも広域振興局保健福祉環境部において、事業者へ交付した産業廃棄物収集運搬業許可証に誤った許可番号を記載したことにより、同社に正しい許可番号を車両に表示するための費用の負担を生じさせたことから、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2、損害賠償及び和解の相手方、損害賠償の額等ですが、議案第22号における損害賠償及び和解の相手方は有限会社藤岡建設様で、損害賠償の額は、現在車両に許可番号が塗装により表示されていることから、それらを塗装し直す費用として189万8,050円とするものであります。この許可事務の担当は県南広域振興局保健福祉環境部であり、当初の許可年月日は平成20年12月1日となっております。

議案第23号における損害賠償及び和解の相手方は熊谷建設株式会社様で、損害賠償の額は、現在車両に許可番号がマグネットシートにより表示されているものについては、その作成費用を賠償の額とし、また車両に塗装により表示されているものについてはステッカ

一で表示し直すとの申出があったことから、その作成費用を賠償の額とし、合計6万9,520円とするものであります。この許可事務の担当は沿岸広域振興局保健福祉環境部であり、当初の許可年月日は平成23年9月15日となっております。

3、和解の内容についてですが、二つの議案とも損害賠償の額を上記のとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

なお、2ページ目に、参考として、許可番号の付与方法及び許可番号の表示義務について記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

今回の事案を受けての再発防止策について、口頭で恐縮ですが、御説明させていただきます。今回の事案を受け、事務処理マニュアルを改定し、チェック表に許可番号記載欄を新たに設けたほか、添付書類の明確化を図るなどの見直しを行うとともに、広域振興局での許可証発行に際し、本庁資源循環推進課において許可番号をチェックするなど、確認体制の強化を図ったところであります。

また、実質的に許可事務を総括する環境衛生課長を集めた会議を開催し、今回発生した事案の内容の共有、改訂した事務処理マニュアルの説明を行うとともに、組織的なチェック体制の構築を求め、再発防止を徹底したところであります。

今後とも定期的に事務処理体制等を確認するなど、本庁及び広域振興局が連携し、再発防止に取り組んでまいります。

以上で損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 今回の議案第22号、議案第23号のトラックの台数はそれぞれ何台ですか。

○古澤資源循環推進課総括課長 議案第22号、藤岡建設様は7台になります。議案第23号、熊谷建設様は15台になります。

○福井せいじ委員 そうすると、藤岡建設様が7台で180万円余かかるということなのですか。そこまでかかるものなのですか。

○古澤資源循環推進課総括課長 藤岡建設様のトラックへの表示の仕方というのは、塗装でもってやられていまして、賠償額を決めるに当たって、原状回復を前提に協議させていただいたところ、塗装なので、一旦全部剥がして、また番号を変えて塗装し直すということで、塗装の仕方も藤岡建設の車両については、劣化防止のためのコーティングというか、結構グレードの高い塗装をしていたということがありましたので、それを原状回復する費用として今回189万円ということでの御請求を受けたものでございます。その内容については県でもその妥当性について確認した上で、今回この金額で提案させていただいたものでございます。

○木村幸弘委員 今回の福井せいじ委員の質問に関連するのですけれども、後ろの参考資

料、表示の義務のところ、表示に当たっては、着脱可能なマグネットシートなどの使用も認められているとあります。つまり方式については塗装もマグネットシートもどちらでもいいというような形を取っているわけです。その結果、今回のようにこういう誤りがあった際に、再表示するという手続に大きな金額の差異が出てしまうというようなことが大変気になるわけです。

そういう意味で言うと、そもそもの契約の内容の中で、表示の仕方というものがきちんと統一されるなり、あるいはマグネット方式の簡易な形で十分だということであれば、当然予算としてもかなり軽減されるという部分もあるわけですね。その辺のところの考え方というのはどうなのでしょう。

○古澤資源循環推進課総括課長 表示の仕方につきましては、やり方としてマグネットシートで表示する場合もできますし、塗装でもいいということになっていましたので、これをどちらかというのは難しいと思うのですが、そもそも産業廃棄物収集運搬業の許可業者につきましては、車両に許可番号を表示していただくということで、今回損害賠償になってしまったのでこうしたことになったのですが、そもそも許可番号というのは更新する限りは変わらないものでありますので、その金額の差異というよりは間違わないように表示していただくということなのかと思います。

今回の損害賠償の額、確かに2社で非常に差が出たのですが、たまたま片方は塗装していた、片方はマグネットシートで表示していたということで、考え方とすると原状回復というのをスタートラインで賠償額を定めさせていただきましたので、そういう意味では合理的な考え方というように認識しております。

○木村幸弘委員 今回のケースはこういうような形で、それはもうやむを得ないことなのだろうけれども、今後の問題です。今後の問題として、この表示の在り方を少し考える必要あるのではないかと。塗装なのか、あるいはマグネット方式でいいのであれば、マグネット方式でやる。これは、当初の契約というか、許可を与える際に、事業者の負担にも当然影響してくるわけですし、それから廃棄物の運搬車両ですから大分車両自体も傷んでいきますし、そういう意味で表示がマグネット方式だとどのくらいもつのかということも分かりませんので、その辺の事業者の判断も当然あるのだろうというように思いますけれども、その辺のところもう少し工夫というか、検討の余地があるのではないかと。

そのことによって、こうした間違いがあってはならないけれども、随分金額に差異が出るようなことというのはおかしいというように思いますので、その辺のところ今後きちんと検討していただきたいと思います。

○古澤資源循環推進課総括課長 表示の義務というか、表示しなければならないというのは廃棄物処理法で決まっていますが、表示の仕方までは規定されていなくて、一般的な表示の仕方とするとマグネットシートあるいは塗装という形が一般的であります。運搬業者が、もうこの車両は産業廃棄物の運搬用として使うということであれば、むしろ長期、劣化のことなどを考えて、塗装がいいかもしれませんけれども、あるいはその事業者が、

あるときは産業廃棄物収集運搬用に使う、あるいは別な用途に、工事に使うとかといった場合には、変な誤解を生まないために外すというような使い方、事業者の使い方によっては貼ったり剥がしたりということができたほうが良いという場合もあると思いますので、そういったところも踏まえて検討できるところがあるかもしれません。その辺は本日の御意見をいただいて検討したいというように思います。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第36号「岩手県に高レベル放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 受理番号第36号「岩手県に高レベル放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定を求める請願について御説明いたします。

資料ナンバー2の説明資料をごらんください。まず、1の高レベル放射性廃棄物とその処分についてです。原子力発電所から発生する使用済核燃料には、燃料として再利用可能な資源が大量に含まれていることから、資源の有効利用と廃棄物の減容化を図るため、再処理工場において使用済核燃料を切断し、硝酸で溶解した後、ウランとプルトニウムが回収されます。なお、青森県六ヶ所村の再処理工場については、新規制基準への対応に時間を要しており、竣工がおこなわれている状況です。

また、再処理の過程で残ることとなる放射能レベルの高い廃液については、図1のとおり、高温で溶かした熔融ガラスと混ぜ合わせ、キャニスターと呼ばれるステンレス製容器に封入し、固化体としますが、このガラス固化体が高レベル放射性廃棄物と呼ばれるものです。

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、世界各国で海洋投棄や南極での氷床処分、宇宙処分などさまざまな方法が検討されてきましたが、地下深くの安定した岩盤に埋設する地層処分が最適な方法との評価が確立されており、日本においても平成11年に地層処分は技術的に実現可能との研究開発成果がまとまり、処分地選定に向けた取り組みが開始さ

れました。地層処分とは、図2のとおり、ガラス固化体を厚い金属製容器と緩衝材の粘土で包み、300メートルより深い地下の岩盤に埋設するものです。

次に、2の高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設に向けた国内の状況についてです。平成12年に高レベル放射性廃棄物の最終処分について定めた特定放射性物質の最終処分に関する法律が成立するとともに、高レベル放射性廃棄物の地層処分を実施する原子力発電環境整備機構、通称NUMOが設立されました。

法では、最終処分地選定プロセスとして、過去の履歴など文献による調査を行う文献調査、ボーリングによる調査を行う概要調査、地下調査施設での調査、試験を行う精密調査の3段階にわたる調査や、2段目の概要調査以降の段階に進む場合には、それぞれの段階ごとに都道府県知事と市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重する旨などが規定されています。

図3及び図4に処分地選定の流れをお示ししております。平成14年には、処分地選定調査の受入れ地方公共団体の公募が開始されましたが、応募団体は現れず、国は平成27年5月に新たな特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を策定し、科学的により適性が高いと考えられる地域を提示し、理解醸成を図るとともに、調査の実施や協力について地方公共団体に申し入れるなど、国が前面に立って取り組むこととしたところです。

この方針の下、国は平成29年7月に、既存の地層や科学的データに基づき、火山活動や断層活動といった自然現象の影響や、地下深部の地盤強度や温度の状況など、図5のような科学的特性について一定の要件・基準に従って客観的に整理した科学的特性マップを公表しました。

図6には東北地区のマップをお示ししておりますが、本県においても他の都道府県と同様、薄いグリーンの好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域、濃いグリーンの輸送面でも好ましい地域等が分布しています。

また、国とNUMOの共催で、科学的特性マップに関する対話型全国説明会を開催するなど、国民及び地域の理解を深めるための活動を進めているところであり、この説明会は本年8月末までに全国で約200回、県内では盛岡市で2回、釜石市と久慈市で各1回の計4回開催されています。

こうした状況ですが、現在のところ文献調査の受入れは、令和2年11月に調査を開始した北海道寿都町及び北海道神恵内村、ことし6月に調査を開始した佐賀県玄海町の3町村のみにとどまっております。

次に、3の岩手県のこれまでの対応状況についてです。県においては、平成16年以降、県民の理解を得ることが難しいことなどから、県議会一般質問において、知事が高レベル放射性廃棄物最終処分施設を受け入れる考えはないことを表明しております。

また、対話型説明会の際など、経済産業省、NUMOと面会する機会を捉え、県の見解を説明するとともに、令和2年度以降、県内の7市町村において放射性廃棄物持込み拒否に関する条例が制定されている状況などを説明しております。

最後に、4の今後の対応についてです。今後ともこれまでの県の考え方を堅持しながら、国、NUMO、他県等での調査受入れ状況等の動向を注視していきます。

以上で受理番号第36号についての説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 県議会においては、議会で知事がそういった考えを表明したということで、市町村レベルでは、先ほど条例をつくった7市町村がありますけれども、ほかの市町村において何か動きというのがあるのかどうかというのを確認したいということと、それから東日本大震災津波のときは、我々の瓦礫とかごみは他県で処分してもらったという例はありましたよね。その確認をしたいと思います。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 市町村の動きでございしますが、条例制定に向けた動き、また条例制定に関する相談というのは特に受けておりません。

震災廃棄物の処理につきましては、いわゆる放射能が検出されるということで、非常に処理が困難であったわけですが、他県においても処理を受けていただいたという経緯はございます。

○福井せいじ委員 分かりました。ありがとうございます。

それからあと、今回は岩手県での条例制定の請願なのですが、他県でこうした条例を制定している例はあるのでしょうか。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 他の都道府県での条例の制定状況についてでございますけれども、都道府県レベルで条例を制定しているのは北海道のみでございます。この内容につきましては、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言するというような内容の条例になっております。

○福井せいじ委員 北海道では、市町村では2市町でしたっけ、2町でしたっけ。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 2町村です。

○福井せいじ委員 2町村。今から文献調査に名のりを上げているわけですが、北海道の条例と2町村の整合というのはどのように取られるのでしょうか。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 北海道の2町村につきましては、文献調査の最中ではございまして、今終盤で、その取りまとめが行われているというように聞いております。北海道につきましては、こういう条例もございしますが、次の調査は概要調査となりますが、その概要調査については反対の姿勢というように聞いております。

○福井せいじ委員 そうなると、こうした広域の条例、例えば県が網をかける条例と市町村の意向というのが矛盾する場合があるということを感じましたし、それからやはり東日本大震災津波のときにはそういった受け入れをしていただいたという事実があるということから考えれば、広域の条例というのは適正なのかどうかというのを私は疑問に思います。

○木村幸弘委員 県の対応や、あるいは県内の沿岸地域を中心とした自治体のこの条例に対する状況については、御報告をいただいたとおりで、そのとおりだと思うのですが、

そもそも特に沿岸地域の自治体の中でこのように条例を制定して、受け入れを拒否するというような意思を表明しているいきさつとして、現在の科学的特性マップを作成する以前のさまざまな最終処分地をめぐる調査の事業が過去にあった中で、請願者からも資料を頂いたのですけれども、一つの調査文献の中に本県に関わる特定の地域を示した、いわゆる適地に候補地点があるのだというようなことで、これが報告書によって取りまとめられたものがあるのです。この部分について、県ではどこまで承知しているのかということをもまず確認したいと思います。

○加藤環境担当技監心得兼環境保全課総括課長 過去の調査についてでございます。過去、地層処分の研究開発の中核機関といたしまして、動力炉・核燃料開発事業団、通称動燃という機関がございまして、こちらで地層処分に関して、ボーリングなどの調査の対象となり得る地域を全国から洗い出すための調査を実施したところでございます。昭和61年とか62年のことでございます。このときに候補地点とされた地点として、今木村幸弘委員から御紹介がありましたとおり、県内で何地点かの、ここでボーリングしたらいいのではないかという地点が公表されているというところでございますけれども、その後処分地選定という動燃の役割というものがそもそもなくなったということで、ボーリングは行われず、その調査は終了しているというところであります。

○木村幸弘委員 県内6地域がそういう対象に実は選ばれていたという過去の調査結果が出ているわけで、それが実は今回の科学的特性マップでは、その地域が特定されない形で幅広く色分けした範囲に表現をされて、そしてそういう形の中で、どこでもあり得るのだというようなイメージをNUMOでこういう形で作って、全国でいろいろな説明会などやっているということなのではございますけれども、そもそも当初調べられたデータというのは、今もそれは念頭にあるというか、記録というか報告の中身としては生きているというようなことが言われているわけですし、そうすると当然当初からその地域に指定、あるいは候補地の可能性があるというようなところで、特に本県の沿岸地域の各自治体は強い危機感を持った状況の中で、それぞれ条例制定に至る経緯としてあったのではないかとこのように思っております。

先ほど北海道の2町村の問題も、名のりを上げたということで、文献調査をやって、それなりの交付金をいただいてやっているわけです。しかし、次のステップに進むに当たっては、北海道は反対するということを明確に訴えているわけで、そういう意味でも北海道が定めた条例というのは一つの反対をする意味での根拠にもなっているし、きちんと自治体として、道として、やはりこれ以上道民全体に関わって危険な施設は受け入れ難いというような判断が働く根拠になっているのだと思うのですけれども、そういった意味でぜひ本県においても、過去にそういった沿岸地域に具体的なターゲットがあったということ、そしてそれがなおまだ生きているのだとすれば、それを単に当該自治体の意思や判断に委ねるだけではなくて、この間、岩手県議会の中で知事が明確にその答弁をしているわけですから、そういう観点での条例の制定というものは、具体的、前向きにぜひ進

める必要があるのではないかとこのように思いますので、その点については意見として申し上げておきたいと思ひます。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思ひます。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願ひます。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択、不採択の意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 それでは、本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長において本請願に対する取り扱いを決定いたします。

本請願については、委員長は不採択とすることといたします。よって、本請願については不採択とすることと決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から第5次ツキノワグマ管理計画の改定について発言を求められておりますので、これを許します。

○酒井自然保護課総括課長 それでは、第5次ツキノワグマ管理計画の改定につきまして、お手元の資料ナンバー3-1に基づき御説明をいたします。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、必要な事項を定めるものでございます。以降、資料に沿いまして順次御説明いたします。

まず、1の趣旨でございますが、(1)の第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大により、農林水産業被害等が増加するなど、人とのあつれきが深刻化している鳥獣等について、安定的な地域個体群の維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させることなどを目的としているもので、本県ではニホンジカ、ツキノワグマ、カモシカ及びイノシシの4種において策定しております。

(2)の第5次ツキノワグマ管理計画の改定は、国では令和6年4月に鳥獣保護管理法施行規則の一部を改正する省令により、クマ類を指定管理鳥獣に追加したところですが、鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づき、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする場合においては、第二種特定鳥獣管理計画(第5次ツキノワグマ管理計画)に実施に関する事項を定める必要があることから、管理計画の一部改定案を取りまとめたものでございます。

次に、2の計画（最終案）の概要ですが、資料3-2として概要版、資料3-3として本文を配付しておりますが、今回は、恐れ入りますが、資料ナンバー3-1より改定の目的のみを御説明いたします。

項目といたしまして、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進を追加しております。その目的は、ツキノワグマの個体数の増加や生息数の拡大により、市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、個体数管理のための捕獲等を実施し、その被害の軽減を図るものになります。

3のパブリックコメント等の状況ですが、本計画の策定に際し、市町村や関係機関、隣県の鳥獣保護担当への意見照会、ツキノワグマ管理検討協議会での議論や岩手県環境審議会自然・鳥獣部会の審議のほか、県民へ向けたパブリックコメントを令和6年9月に行い、1件の意見等が寄せられたところがございます。概要については、参考の表に記載のあるとおりでございます。本最終案の作成に当たりましては、これらの御意見を踏まえた内容としております。

4の策定経過についてですが、7月にツキノワグマ管理検討協議会を開催、9月にはパブリックコメントを実施し、岩手県環境審議会自然・鳥獣部会で審議していただいております。この後は、庁内手続を経て施行する予定としております。説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○吉田敬子委員 私からは、女性活躍の取り組みについてお伺いしたいと思います。

いわて女性の活躍促進連携会議は、平成26年5月に設置されて以来10年になるわけですが、これまでの実績をどのように評価しているのか、具体的な成果、課題について県として捉えていることをお伺いいたします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 いわて女性の活躍促進連携会議のこれまでの実績と評価でございます。

県では、平成26年度に官民連携組織であるいわて女性の活躍促進連携会議を立ち上げ、県の女性活躍推進施策に対する意見交換や、構成団体における取り組み状況や課題を共有する場といたしまして、年2回開催しているところでございます。

いわて女性の活躍促進連携会議における議論を経まして、関係団体や関係部局と連携し、女性活躍のための経営者セミナーの開催や、いわて女性活躍企業等認定制度の普及拡大、働き方改革の推進等に取り組んできたところでございます。

この結果、認定制度の延べ新規認定数が本年9月末現在で543社となっており、えるぼし認定は東北6県で最多の35社となるなど、女性が働きやすい職場環境づくりを進める企業の増加とともに、県内企業の管理職に占める女性の割合の上昇など、着実に成果が表れてきているものと認識しています。

引き続き、こうした取り組みを通じまして、官民一体となって、さまざまな分野において女性が持てる能力をより一層発揮し、活躍できる環境の整備や、男女の役割分担意識といったアンコンシャスバイアスが解消されるよう取り組んでまいります。

○吉田敬子委員 県内企業の管理職に占める女性の割合が増えてきたということとえるぼし認定の数が増えてきたということを実績に挙げられておりますけれども、もう少し詳しく伺います。環境生活部でいわて女性の活躍促進連携会議を担当されておりますけれども、その中に部会があって、防災、子育て支援、女性の就業促進、農山漁村、けんせつ小町、産学官連携という6個の部会があるかと思えます。それぞれの部会があって、それぞれの部局も、担当が例えば防災だと復興防災部だったり、子育て支援になると保健福祉部になったりしているわけですが、こちら全体の統括をしているのは環境生活部であるので、それぞれの取り組みは各部局であるけれども、全体としての実績を環境生活部ではどのように評価しているのか。課題についても、あればお伺いしたいと思っております。

○藤井青少年・男女共同参画課長 部会の評価と課題についてでございます。

県では、いわて女性の活躍促進連携会議に、平成29年度に防災部会、子育て支援部会、女性の就業促進部会、農山漁村で輝く女性部会、けんせつ小町部会の5部会、あと令和2年度に産学官連携サテライトミーティングを設置しまして、分野ごとにそれぞれ年2回から4回程度の会議を行い、意見交換や現地調査、研修会などの取り組みを進めてきたところでございます。

その結果、例えば就業促進部会におきましては、経営者の意識改革や職場環境改善を提言、ラジオやSNS等による情報発信など、活発に活動していただいております。また、農山漁村で輝く女性部会では、ICT導入に向けたワークショップの開催など、女性が働きやすい環境整備のための取り組みが進められており、けんせつ小町部会におきましても、いわて女性活躍認定企業数や子育てにやさしい認証企業数が増加し、女性が働きやすい環境整備が進んでいることなどの取り組みの成果が表れてきていると認識しております。

課題といたしましては、本県の人口の社会減が進学、就職期における若年女性の転出が大きな要因であるとされている中で、女性、若者等の意識や女性活躍を推進していく上でのニーズをしっかりと把握しながら、各分野において女性が持てる能力をより一層発揮し、活躍できる環境の整備に一層努めていく必要があると認識しております。

○吉田敬子委員 部会の中では、提言を行っている部会もあるのですが、例えば部会については平成29年からなので、いわて女性の促進連携会議の10年よりは短いわけですが、もう少しそれぞれの部会で見える化を図っていただきたいと思ったりしているわけです。例えば就業促進だったり、けんせつ小町等でも提言を県に対してしておりますけれども、そういった提言のうちこうした部分が反映されましたというようなものというのは、環境生活部では把握されているのか、改めてお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 各部会からの提言につきましては、例えば女性の就業促進部会につきましては令和3年3月に提言をいただいておりますし、農山漁村で輝く女性部会は令和3年2月、けんせつ小町部会は令和4年6月にそれぞれ提言をいただいているところでございます。

こちらの提言につきましては、親会議でありますいわて女性の活躍促進連携会議の場に

おきまして、各構成団体のほうでこの提言を踏まえて取り組みを進めていただくこととしており、その取り組みの成果につきましても、いわて女性の活躍促進連携会議の場においてそれぞれ報告していただくなど、そしてどういった取り組みが進んでいるかというのを関係団体で共有しているところでございます。

○吉田敬子委員 例えば今年度のいわて女性の活躍促進連携会議での資料を頂いたりして、それぞれの部会がどういった取り組みをしていて、どこに課題があって今年度は何をしようかということは分かるのですが、提言の反映状況はなかなか見えない状況です。いわて女性の活躍促進連携会議の発足から10年たつわけですので、提言のどの部分が反映されているかということ、ぜひ県民に向けて、女性活躍の中でもここが進んでいるよということ、例えば県のホームページでもいわて女性の活躍応援サイトというものがありますので、そちらに掲載するなど、もう少し見える化していただけたらありがたいと思っています。

例えば防災の部会もありますけれども、防災になると消防団の女性の団員数の状況とかもあつたりして、増えてはいますけれども、例えば防災委員になると実際そこまでふえていないという課題があるわけです。その辺をぜひ、担当は復興防災部なのですが、環境生活部でここがまだ課題だということをまとめて、数になっているものを見る化していただけるとありがたいと感じております。その件についての御所見をお伺いします。

また、先ほど御答弁で課題についてニーズを把握していかなければいけないと担当の課長はおっしゃっていましたが、その中でいわて家事・育児シェア普及推進事業が今年度始まって、そういったニーズを把握していただいているのはそのとおり、大変評価はしております。しかしながら、家事・育児のシェアの見える化は分かるのですが、実際に女性に負担がかかっているということがもう分かっている現状の中で、本当に子育て真っただ中、もしくは介護も含めてダブルケアになっている世代にとっては、今まさに何かサービスがあつてほしいということは保健福祉部に対して提言しているのですが、家事・育児シェアの普及、今後の方向性として、これをどう生かしていただけるのかをお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 まず、いわて女性の活躍促進連携会議の部会との連携でございます。部会につきましては、各担当部局で取り組みを進めていただいているところでございますが、それを総括する環境生活部として各部局としっかり連携を図りながら、先ほど吉田敬子委員からも御提案いただきました課題等それぞれあると思いますので、そういったところをしっかりと共有しながら進めさせていただきたいというように考えております。

また、2点目のいわて家事・育児シェア普及推進事業でございますが、こちらは夫婦や家族が協力して家事・育児を行うことの意識の醸成を図るという意味で、今回家事・育児シェアシートを作成しまして、9月27日に県のホームページで公開して、11月にキャンペーンを実施していくこととしております。

家事が女性に負担が偏っているというのは、家事時間の時間数でも明確に出ている中で、この意識改革は女性だけではなく、男性にもしっかりと持っていただきたいというのがあるので、ぜひ話し合っただけでシェアシートに取り組んでいただきたいというのがまず1点と、家事自体、家事の負担を少しでも軽減したいという趣旨から、企業と連携して、そういった家事負担の軽減につながるような時短商品ですとか時短家電といったものをうまく使いながら、家事、育児をみんなで協力して取り組んでいきたいと思いますという趣旨で、この取り組みを進めていきたいと思いますというように考えております。

いずれジェンダーギャップの解消、アンコンシャスバイアスの解消は、今後取り組むべき課題だと認識しておりますので、こうしたシェアシート等のキャンペーン等の取り組みも使いながら、引き続き県民の意識醸成に取り組んでいきたいと思いますというように考えております。

○吉田敬子委員 9月末にサイトはオープンになったので、まだ1週間しかたっていない状況ではあるのですが、これはダウンロードして利用することになっていますが、目標として例えばどのくらいダウンロードしてもらおう予定にしているのでしょうか。

また、いわて女性の活躍促進連携会議の委員の方にお話を伺ったり、議事録も見たりしたのですが、県だと家事・育児シェアシートはできれば男性に利用していただきたいというお話をされていますが、どうやって男性のシェアシートの利用率を伸ばしていくこととしているのか。もちろん見える化というか、男性側に分かってもらうことは大事なのですけれども、そもそもそこにたどり着くにも結構……意識的に家事、育児をやっている方がわざわざシェアシートをやるかどうかともそうですけれども、それを分かった上で、本当に家事、育児をやるかということ。そこはまた次の課題ですが、まずは家事・育児シェアシートをやったこと、ある程度男性にやっていただくことを前提に今回事業を組み立てられたかと思っておりますので、その辺の目標について、今後の具体的なことをお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 今回作成しました家事・育児シェアシートでございますが、スマートフォンで、ダウンロード等なく、手軽に家事・育児を家庭内でどのような割合でやっているかというのを、見える化するような形の診断ができるものとなっております。特にこちらを何人にやっていただきたいといったような目標はございませんけれども、いずれぜひたくさんの方にやっていただきたいという趣旨から、先月の9月29日には、滝沢市で行われました親子向けのイベントにおきまして、シェアシートの体験ブースの出展をいたしまして、100名を超す方々にまずは体験をしていただいたところでございます。

今後につきましても、いい夫婦の日がある11月をキャンペーン期間と定めておりまして、そこで集中的に、協力いただいている、協賛いただいている企業とも連携を図りながら広く周知をしていただいで、できるだけ多くの方々に家事・育児の分担を考えていただくきっかけとさせていただければというように考えております。

○吉田敬子委員 アプリを見ると、男性、女性という夫婦、カップルが前提になっていたりするので、独身だとか性別の問題で、例えばLGBTの方とかにすると、やりづらい部分がありますので、できたばかりですけれども、工夫したほうがよいと思います。私もやってみたのですけれども、家族であることが前提のアプリになっていると思いますので、独身の方でもやりやすく、または独り親家庭の方も……独り親の方がやるというのは難しいですね。済みません。

いずれそういうところを工夫しなければ、性別の部分だとか、あと家族の中でも結局おじいちゃん、おばあちゃんに頼っている方もいらっしゃると思うので、お父さん、お母さんだけという前提ではなかったりするのかなというのも思ったりしていたので、そこは工夫が必要なのかと思っていました。

私は、これをやっていただくことは非常にありがたいことではあるのですけれども、せっかくなら、ただそれをやるのではなく、次のステップにつなげていただくための材料にしていきたいと思います。担当部は保健福祉部になってしまうのですけれども、結局家事・育児の負担が女性に偏っているのはそのとおりで、でも頼れるのが男性だけではなくて、例えば独り親だとどちらかではなく、別の外部である場合もあるわけですので、外部委託できるサービスを増やしていかないことにはなかなか、家事・育児が女性に負担がかかっているという現状は何年たてば変わるのかということをお私はずっと提言させていただいています。外部委託をサービスとしてやっている自治体は首都圏だったり、仙台市でも、宮城県でもそれを行政が支援しているわけです。ですので、今家族形態が核家族になっている中で、おじいちゃん、おばあちゃんにも頼れない、あと転勤族もおじいちゃん、おばあちゃんが近くにいないとなった、いろいろな形態がある中で、家電製品ももちろんそうなのですけれども、外部委託——マンパワーでも頼れる先をつくってほしいという声、私たち子育て世代、ダブルケア世代も含めて、たくさんあります。ぜひ私は環境生活部の家事・育児シェアの見える化をしっかりとデータにさせていただいて、今後につなげてほしいと思っております。最後に御所見を伺って終わりたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 外部委託というお話がございました。確かに子育て支援という意味では、子供の預かり等の取り組みは保健福祉部のほうで行っております。家事の支援という意味では、家事代行の事業者さんが県内にもあるわけがございます。ただ、なかなかそういった家事代行の利用というところが県内進んでいないという状況もございますけれども、今後こうした家事・育児シェアのキャンペーンを進めるに当たって、連携する企業については、先ほど申し上げました家電量販店ですとかというところだけではなくて、そういった家事代行の企業さんとも連携して取り組みを進めていきたいというように考えております。

いずれ社会的なこうしたアンコンシャスバイアスの解消に向けた取り組みをぜひ盛り上げていきたいというように県としては考えておりますので、引き続きまずは家事・育児シェアのキャンペーンに今年度は取り組んでいきたいというように考えております。

○佐々木努委員 第5次ツキノワグマ管理計画の一部改定については、指定管理鳥獣になったということを受けてのものだということなので、中身については理解しました。

そういった中で、最近あまりテレビ、新聞等でツキノワグマの被害というものを見ないわけでありまして、どうなっているのかと思って、いろいろ調べてみましたら、9月末時点で人身被害が前年度の3分の1に減少しているというようなことで、国がツキノワグマ対策に力を入れているので、熊のほうも恐れて——これは冗談ですけども、出てこないということは我々にとってもいいことではあるし、熊にとってもいいことだというように思うのですが、前年度と何が変わったのか。これは気候的なこともあると思いますし、前年度は10月に目撃例も含めて大幅に増えたので、これからもしかしたらということもあると思うのですが、県として見通しとか、駆除数もある程度、前年と同じぐらいは駆除したいというような計画も立てている中で、その傾向についてどのように見ているのか。

あわせて、去年も10月に増えたということもありますから、今後の対策についてどのようなところに力を入れていくのか、お聞きしたいと思います。

○酒井自然保護課総括課長 まず、熊の被害の状況とか出没の状況についての傾向というお話と、あと今後の方向性ということでの御質問だと思います。

まず、今回被害が少なくなっていることに関しまして、これという決まった要因をなかなか確定的に申し上げるのは難しいところではございますけれども、一つ考えられる要素とすれば、昨年度はこの時期の堅果類の豊凶で言いますと、凶作だったということで、一般的に山に餌がなくて、熊が人里に出てきたということで、当然おなかをすかせたまま越冬する形になりますので、ことしの春に生まれた子供の数がまず少なかったのではないかと。その前の年とかに生まれている子供は当然いるのですけれども、それでまず生まれた子供の数が減っているのではないかとというのが一つ要因として考えられます。あとは市町村から聞いておりますと、本年につきましては、初夏の時期になるキイチゴのようなものや、これから堅果類ですけども、そういったものも本年に関しては比較的豊作というか、あちこちで見かけるということがありまして、山に餌があるような状況であれば、熊が里に下りてくる機会が減ってきますので、そういったところが考えられるのではないかと思います。

ただ、件数だけ見ますと、本年の8月末までの9件というのは、過去5年ぐらいまで見ても少ない状況となっております。直近で見ますと、年間で一番少なかったのが令和3年、年間で14件、14人だったのですけれども、このときも9月末ぐらいまでにこの14件、被害記録しておりましたので、過去5年程度を見てもやはり本年は少ない状況というように考えております。

今後の方策、対応方法につきましてですけども、いずれもこの9月、10月というのはキノコ取りですとか、秋の登山などで県民の方々が山間部に入る機会が多くなってきます。山に入ると当然熊のすみかに入ることので危険性は高まりますので、こうしたところで注意喚起のための秋のクマ被害防止キャンペーンというものを、9月下旬から11月

末までの期間、実施させていただいているところですので、こうしたところでまず県民の方々には注意喚起していきたいと思ひますし、引き続き熊捕獲につきましても、人里に出没したりとか、農業被害を及ぼす有害な個体につきましても確実に捕獲していくという方針に変わりはございませんので、こうした個体については確実に捕獲をして人身被害が起きないように、農業被害の抑止につきましてもそのほか電気牧柵などもございますけれども、そういったものをあわせて対策を講じていきたいというように考えております。

○佐々木努委員 マスコミとかで取り上げると、みんな大体気をつけるのですけれども、取り上げなくなると安心してしまうというところがあると思ひますし、幾ら人身被害が少なくなったといつても、ことしも1名の方が亡くなつていふようなことで、注意喚起は例年以上にしっかりやっていただきたいというように思ひますので、よろしくお願ひします。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、議案第3号令和6年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）並びに議案第8号令和6年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案3件について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをごらん願ひます。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費の2億3,039万円余の増額と、4款衛生費のうち1項公衆衛生費と4項医薬費の13億8,113万円余の増額で、総額16億1,153万円余の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の33ページをごらん願ひます。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄の一番上、管理運営費につきましても、過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を計上しようとするものであります。

2目障がい者福祉費の二つ目、障がい福祉サービス支援事業費補助は、障がい福祉サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和5年度に生じた衛生用品の購入等のかかり増し経費への支援に要する経費を補助しようとするもの

であります。

3目老人福祉費の三つ目、緊急時介護人材確保、職場環境復旧等支援事業費補助は、介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和5年度に生じた衛生用品の購入等のかかり増し経費への支援に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、35ページにまいりまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費の上から二つ目、児童福祉施設等整備費補助のうち認定こども園等環境整備費補助は、認定こども園等における教育、保育の質の向上のため、資料の電算化に必要なICT環境の整備に要する経費を補助しようとするものであります。

続きまして、36ページにまいりまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費の管理運営費につきましては、過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴い生じた国庫支出金の返還に要する経費を計上しようとするものであります。

次に、38ページにまいりまして、4項医薬費、2目医務費の地域医療介護総合確保基金積立金は、地域医療介護総合確保基金を充当し、令和5年度へ繰り越して実施した事業の事業費確定に伴い充当残金が生じたことから、基金に積み戻すための経費を計上しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。議案（その2）の15ページをごらん願います。15ページから17ページにかけては、議案第3号令和6年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）であります。前年度からの繰越金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ3,331万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を4億3,097万9,000円とするものであります。

続きまして、30ページをごらん願います。3ページから32ページにかけては、議案第8号令和6年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。前年度の療養給付費等の実績に基づく国庫負担金等の精算や繰越金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ6億5,656万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を1,079億4,893万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第37号福祉灯油の全市町村での実施を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○草木地域福祉課総括課長 受理番号第37号福祉灯油の全市町村での実施を求める請願につきまして、お手元の配付資料により御説明申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。1の県内の灯油配達価格の状況についてですが、資源エネルギー庁の価格調査による毎月最初の月曜日時点の県内の配達価格は、世界情勢や為替の状況などを背景に、表にお示ししたとおりであり、令和6年2月以降は18リットル当たりおおむね2,100円程度で推移しており、直近の本年9月30日現在では2,122円となっております。なお、表中の網かけは、これまでの県の福祉灯油助成事業等の実施期間をお示ししております。

次に、2の国の動向についてであります。平成19年度、20年度、25年度と26年度は、原油等価格高騰対策として特別交付税が措置され、令和3年、4年、それから昨年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたところです。

2ページ目をごらんください。3の本県における令和5年度の実施状況についてですが、昨年度は12月定例会と2月定例会において、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助3億7,900万円余の補正予算措置が講じられており、高齢者世帯、障がい者世帯、独り親世帯等で市町村民税が非課税の世帯や、生活保護法による被保護世帯を助成対象として、市町村が福祉灯油助成事業を実施するために要した経費の2分の1に相当する額を補助したところです。補助実績としましては、10万1,000世帯余、3億5,500万円余となっております。

次に、4の東北各県における福祉灯油助成事業等の実施状況についてであります。本年10月1日現在、宮城県、山形県においては実施を予定していると聞いております。

次に、5の県内市町村における福祉灯油助成事業等の実施予定についてであります。本年9月末現在、3市町村が実施決定済み、8市町村において実施検討中、17市町村が県の助成がある場合実施するとの意向です。

なお、参考として、次ページ以降に過去の福祉灯油助成事業等の状況を記載しておりますので、御参照願います。説明は以上となります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第38号児童、生徒の保護者に対する予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願、受理番号第39号mRNAワクチン接種中止等の意見書を国に提出することを要望する請願及び受理番号第40号mRNAワクチン接種事業に対して政策評価を要望する請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○太田感染症課長 受理番号第38号から第40号の請願につきまして、お手元の配付資料により一括で説明させていただきます。

初めに、受理番号第38号児童、生徒の保護者に対する予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願についてであります。1の児童生徒が受ける定期接種につきまして、子供の予防接種は感染症から子供を守る有効な手段として推奨され、定期接種の種類や時期については母子健康手帳にまとめて記載されているところで、児童生徒が受ける定期接種は下表赤枠のとおり3種類となります。

なお、資料の補足になりますが、現在学校での集団接種という方法では行われておらず、予防接種は各医療機関において、保護者同伴の上、それぞれ接種する方法となっております。

2ページ目をお開き願います。2の予防接種健康被害救済制度については、(1)、概要のポツの三つ目のとおり、定期接種及び臨時接種が対象となります。申請等の流れにつきましては、図のとおり市町村が窓口となり、申請を受け付けています。

(2)、県内の申請状況につきまして、過去5年間の状況であり、括弧内に18歳以下の件数を記載しております。新型コロナワクチン以外の定期接種では、18歳以下の申請は2件、認定が1件となっております。また、新型コロナワクチンについては、18歳以下の申請は6件、認定が5件となっております。

3ページ目をお開き願います。3、保護者に対する予防接種健康被害救済制度等の周知状況については、段階に応じたさまざまな機会を設けており、(1)、母子健康手帳において、副反応及び健康被害救済制度を記載しております。

(2)、予防接種の都度となりますが、市町村から各家庭に接種券とともに健康被害救済制度の説明資料が送付されます。

(3)、接種当日には、医師が副反応及び健康被害救済制度について説明し、保護者が同意の上、資料右下にありますとおり、予診票の確認欄に自署することとなっております。

また、(4)、県、市町村のホームページに手続等を案内し、(5)、必要に応じて教育機関と連携した感染症の周知を行っております。例えば今年度は、県内の高校と連携し、子

宮頸がんに係るHPVキャッチアップ接種について、保健室にポスターを掲示するなど、対象となる高校生への周知を図ったところです。

4ページ目をお開き願います。4の申請手続のサポートにつきましては、申請窓口の市町村において、国の手引等を活用したサポートをしております。

次に、受理番号第39号mRNAワクチン接種中止等の意見書を国に提出することを要望する請願について御説明いたします。

1のmRNAワクチン等の安全性についてですが、アの健康被害については、国の検討部会において、安全性における新たな懸念は認められず、ワクチンによるベネフィットがリスクを上回るとしており、イの死亡リスクについても、追加接種による上昇は認められないとしています。

5ページ目をお開き願います。(2)、自己増殖型mRNAワクチンの安全性につきましても、国において、他のワクチン同様に有効性、安全性が確認され、薬事承認されたものでございます。

2、県ホームページによる情報提供につきましては、ワクチンの安全性と副反応、予防接種健康被害救済制度などについて掲載しているところです。

続きまして、6ページをお開き願います。受理番号第40号mRNAワクチン接種事業に対して政策評価を要望する請願について、資料により御説明いたします。

1、mRNAワクチンの有効性の評価と情報提供につきましては、予防接種法により国の責務とされておりまして、科学的データに基づき継続的な評価、分析がなされているところです。

最新の評価につきましては、(2)のとおりとなります。

7ページをお開き願います。ワクチンの副反応につきましては、各医療機関から国に報告され、検討部会において集計、評価を行う制度となっており、下表のようにワクチンごとの評価結果が公開されているところです。

8ページ目をお開き願います。3、新型コロナワクチン接種前の説明については、ポツの二つ目にありますように、予診において、新型コロナワクチンの説明書を活用し、副反応、健康被害救済制度についても説明を行うこととなっております。説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 初めに、受理番号第38号児童、生徒の保護者に対する予防接種健康被害救済制度の周知を求める請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 周知は、今説明いただいたとおり、かなり丁寧にやっていると思うのですが、知らなかったといった意見が県に寄せられた例というのはあるのでしょうか。

○太田感染症課長 県の医療政策室に直接そういったお問合せは来てはおりませんが、健康被害救済制度等、制度について質問がある場合は県の医療相談センターにおいても御案内をしているところでございます。

○福井せいじ委員 予防接種なのですけれども、これは結局最終的には個人が判断して、

義務ではないものですから、個人が判断して受ける、受けないを決めるものですよね。

○太田感染症課長 予防接種につきましては、必ず副反応等のリスクを伴うものという
ことで、どのようなつくりでもそういったものがリスクとしてあるものと承知しておりま
す。それゆえ、予防接種の実施に当たっては、安全性あるいは副反応等のリスクについて、
十分理解の上、接種するということが望まれるところをございまして、県においてもホー
ムページ等において十分な周知を行っているものと承知しております。

○福井せいじ委員 最終的に接種を受ける、受けないは、個人の意思決定によるもので
すね。

○太田感染症課長 失礼いたしました。個人の選択によるものでございます。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取
り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「不採択」「部分採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 再開いたします。

本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例
259では、請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部
採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目
ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1は不採択と決定いた
しました。

次に、本請願の中で請願項目2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2は不採択と決定いた
しました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立少数であります。よって、請願項目の3は不採択と決定いた
しました。

次に、受理番号第39号mRNAワクチン接種中止等の意見書を国に提出することを要望

する請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 不採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 不採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第40号mRNAワクチン接種事業に対して政策評価を要望する請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 不採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 不採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○鈴木あきこ委員 それでは、私からは2点お伺いさせていただきます。

まず初めに、災害時における災害薬事コーディネーターの配置について伺います。第8次医療計画の中には、災害薬事コーディネーターを配置しなければならないという文言が入っておりますが、岩手県としてはどのように配置をされているのか、今の現状をまずお伺いします。

○千田薬務課長 災害薬事コーディネーターについてでありますけれども、災害時に都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する問題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部等において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事衛生面に関する情報の把握や、マッチング等を行う薬剤師とされております。

本県におきましては未設置であります。全国で19府県、東北地域では宮城県と秋田県が任命していると承知しております。

現在、岩手災害医療支援ネットワークには、岩手県薬剤師会から薬剤師チームが参加しており、災害時情報把握や調整等の役割を担っていただいております。

災害薬事コーディネーターの配置については、こうした現状を踏まえ、先行事例を参考とし、岩手県薬剤師会等関係機関と協議しながら、県内の配置について検討してまいりたいと考えております。

○鈴木あきこ委員 未配置ということで、これからだと思っておりますが、今岩手山も警戒レベルが上がったり、これから日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が来るとされている中で、どのようなスケジュール感でこの配置をしていくのか伺います。

○千田薬務課長 人材育成に係ることについてでありますけれども、コーディネーターの資格要件は具体的に定められていないところでございますが、御指摘のとおり、第8次医療計画に基づく指針において災害薬事コーディネーターが定義されて、厚生労働省が提供するプログラムを参考に都道府県が中心となって養成研修等を実施していくように示されているところでございます。

本県におきましては、国の実施する災害薬事コーディネーター配備推進事業を活用した研修会の実施について、今後岩手県薬剤師会等関係機関と協議しながら検討していきたいというように考えております。

○鈴木あきこ委員 岩手県は、全国の水準からいくと薬剤師が少ないという課題もありますので、薬剤師育成、また災害薬事コーディネーターの育成のところにも、先ほどおっしゃっていただいたように県の薬剤師会とともに進めていただいて、万が一のことがあったときに、東日本大震災津波のときも薬が調達、供給できずに困ったということは私たち経験しておりますので、なるべく早い段階でやっていただきたいと思っております。

では、次の質問に入ります。かかりつけ薬剤師とか薬局の機能の充実に関わるのところについて、岩手県もホームページを見ると書いてありますが、健康サポート薬局というのがあります。これは令和3年だと、薬剤師会の情報ですが、県内17カ所に健康サポート薬局があるということでした。なかなか県民には周知されていないと思っておりますが、その周知についてどのようにしているか、またどれくらい周知されていると把握しているか伺います。

○千田薬務課長 健康サポート薬局の県民周知についてであります。健康サポート薬局とは、かかりつけ薬剤師、薬局としての基本的な機能に加え、地域における関係機関との連携体制の構築、研修を修了した一定実務経験を有する薬剤師の常駐など、医薬品医療機器等法施行規則において告示の基準に適合することを届けた薬局とされているところでございます。

県民に対する周知につきましては、県のホームページで紹介しているほか、薬と健康の習慣において、保健所や岩手県薬剤師会など関係団体を通じてパンフレットの配布を行っているところでございます。

今年度につきましては、県のラジオ広報を活用し、かかりつけ薬剤師、薬局の普及啓発を行うほか、岩手県薬剤師会においてもホームページ上での周知や活動の紹介を行っていることと承知しております。

○鈴木あきこ委員 先ほど私が言った令和3年の17カ所から、今3年たっているの、

多分増えているかと思いますが、県民への周知は大事だと思っております。

また、健康サポート薬局については、先ほどおっしゃっていただいたように、病院で相談できなくても薬局で相談できるとか、介護についても相談できるというところがあります。岩手県は介護職の人材不足もありますので、そういうところもうまく活用してやっていけたらと思いますし、あと岩手県では健康いわて21プラン（第3次）、いわていきいきプラン（2024～2026）も新たに策定されておりますので、県民の健康を守るという意味では健康サポート薬局というのは大変重要な役割を果たすと思っております。県民周知、そしてサポートする薬局も増えていくように取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。最後にお伺いして終わらせていただきます。

○千田薬務課長 健康サポート薬局を活用した健康維持、増進に向けた取り組みについてでございますけれども、かかりつけ薬剤師、薬局として、地域住民に主体的な健康維持、増進を積極的に支援し、セルフケア、セルフメディケーションなどの相談を幅広く受け付け、相談内容によって適切な専門職種を紹介しているものと承知しており、地域住民の健康維持、増進に寄与するものであると考えているところでございます。

ことし9月に公表した薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会の議論のまとめでは、健康サポート薬局についてはメリットが不明確で、十分に活用されていない現状があると考えられることから、役割と必要な機能を改めて明確化し、機能や取り組みを法令に規定することが必要というようにされたところでございます。

こうした国の動向を注視しながら、岩手県薬剤師会等関係機関と連携いたしまして、本県における在り方を今後検討してまいりたいというように考えております。

○畠山茂委員 私は、本県の自殺率の取り組みについて聞きたいと思います。新聞報道にもありましたけれども、本県の自殺率、全国ワーストスリーから脱却の取り組みということで、昨年そのとおり全国ワーストスリーになっています。そこで、本県の最近の自殺者の推移と、原因をどのように分析しているかお伺いしたいと思います。

あわせて、県自殺総合対策本部会議や自殺対策アクションプランを通して、今後どのような取り組みを行っていくのか、お聞きします。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 本県の最近の自殺者数でございますが、総じて減少傾向で推移をしております。令和5年の自殺者数も前年比17人減の233人となっております。人口10万人当たりの自殺死亡率で申しますと、本県は全国的には御紹介あったとおり高い位置にございますけれども、全国平均との差につきましては、平成15年のピーク時12.3ポイントございましたが、それが令和5年には2.8ポイントまで着実に減少しているところでございます。

令和5年における本県の動向でございますが、警察庁自殺統計によりますと、男性は50歳代、女性は60歳代の自殺者が最も多く、令和4年との比較では20歳未満、50歳代、60歳代で自殺者が増加している状況にあります。

原因・動機別に見ますと、男女とも健康問題が最も多く、男性につきましてはそのほか

経済・生活問題、家庭問題なども一定数理由として挙がっているところがございます。

自殺につきましては、多様かつ複合的な原因、背景を有し、特定の要因を挙げるのが難しいということでありまして、自殺対策は幅広い分野における包括的な取り組みが重要であると考えております。そのため、知事を本部長とする岩手県自殺総合対策本部を設置し、全庁一体となった取り組みを推進するほか、49の関係機関、団体を構成する岩手県自殺対策推進協議会を設置し、多様な関係者の連携、協力の下、官民一体となった取り組みを推進しております。

岩手県自殺対策アクションプランでは、いわゆる久慈モデルと言われます普及啓発、相談支援、鬱スクリーニングなどによる包括的な自殺対策プログラムを引き続き全県で推進するほか、働き盛り世代や若年層など、対象に応じた自殺対策に重点的に取り組むこととしております。

令和6年度につきましては、職場における心の健康づくりに対する理解促進に向け、事業所の労務担当者等も対象としたセミナーを実施するほか、若年層向けにメンタルヘルスやSOSのサインの出し方といったものを啓発する動画を新たに制作する予定としております。

○畠山茂委員 今の説明だと、第1の原因は健康が主だけれども、さまざまあって、人口当たりの自殺率は年々減少している。ただ一方で、包括すると年代によっては増加をしているところがあるということで説明を受けました。

今さまざまなフォローというか相談体制もできているということだったのですが、先ほど言ったとおり、一方ではそういう増えている年代もあるようなので、これからも減少に向けて取り組んでいただきたいと思います。

○吉田敬子委員 まずは、妊娠、出産に関する支援についてお伺いしたいと思います。

全国でのデータですけれども、2022年の児童虐待死の中でゼロ歳が44%ということで、過去最多、ゼロ歳が一番多いということのデータがあります。そしてまた、妊産婦の自殺について、2022年、2023年の2年間の中ですけれども、全国の中で産後が7割という状況になっております。

本県の児童虐待死の推移についての県の見解と取り組み状況、また妊産婦の自殺者数の推移についての見解と取り組み状況についてお伺いいたします。

○前川子ども子育て支援室長 まず、児童の虐待死についてでございますけれども、虐待と死亡との明らかな因果関係が不明なケースも含めまして、過去5年間で3件の事例を国に報告をしており、このうち2件はゼロ歳児の死亡事案となっております。

県では、これまで児童虐待防止アクションプランに基づきまして、市町村やさまざまな関係機関等と連携し、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止等に取り組んできたところではございますが、こうした死亡事例の状況等を踏まえまして、改めて妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備が重要と考えております。

そのため県では、市町村において母子保健と児童福祉の連携による虐待予防の取り組み

の充実が図られるよう必要な支援を行うとともに、民間団体と連携しまして、相談をためらう方々が相談しやすい体制の整備に努めていきたいと考えております。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 自殺者数についてでございますが、都道府県別の妊産婦の自殺者数につきましては、厚生労働省人口動態統計、警察庁自殺統計のいずれでも公表されておらず、実数としては把握できないところでございます。

本年3月に策定しました新たな岩手県自殺対策アクションプランでは、重点施策に女性の自殺対策を追加したところでございまして、特定妊婦や産後鬱などのハイリスク妊産婦の早期発見、鬱スクリーニング高得点者への支援など、産後鬱の予防等に取り組むこととしております。母子保健事業の実施主体である市町村と連携しながら、アクションプランに基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 児童虐待死の部分はお答えがあったのですけれども、児童虐待数の推移はお答えがなかったので、お願いします。

○前川子ども子育て支援室長 失礼しました。本県の虐待相談対応件数についてでございますけれども、直近の公表データである令和4年度におきまして、児童相談所は1,717件、市町村は913件、合わせて2,630件の対応を行っておりまして、近年増加の傾向が続いているところでございます。

○吉田敬子委員 児童虐待死ですけれども、県内では先ほどお話しされたとおりではありますが、望まない妊娠だったり、あとは産後鬱も含めて、現状は深刻になってきていると私は受けとめております。

その中で、今定例会の一般質問で小西和子議員が望まない妊娠について、特に盛岡市のにんしんSOSいわてが取り組んでいる事例を取り上げておりました。にんしんSOSいわてはことし3年目になっていて、日本財団の支援で今や運営されているわけです。私も資料を頂いて、にんしんSOSいわては令和4年度は8月に開始して60件の相談、そして令和5年度は98件、今年度は8月までで40件ということであります。その中で令和5年度1年間の内訳を見ると、10代が42件の43%、20代が26件の27%で、10代、20代を合わせると7割になっている現状で、そういった若年女性の望まない妊娠という相談件数が今増えているということです。

その中で、県としては、望まない妊娠に対する取り組みをどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 県における取り組みの状況についてでございますが、予期しない妊娠等の相談につきましては、県では各保健所を性と健康の相談センターとして位置づけまして、妊娠等も含み女性特有の心身の悩みの相談に対応するとともに、保健指導や健康教育等を行っているところでございます。

また、特定妊婦につきましては、市町村が中心となってということではございますけれども、支援が必要な妊婦を把握しまして、必要に応じて要保護児童対策地域協議会、いわゆる市町村要対協において特定妊婦として支援対象に位置づけまして、家庭訪問等による

支援を行っているところでございます。

県では、こうした市町村要対協で対応しているケースへの助言等の支援を行っているほか、緊急性があるケースですとか、市町村では対応が困難なケース等への対応を行っているところでございます。

○吉田敬子委員 資料も事前に頂きましたけれども、望まない妊娠に対する実際の相談件数というのは、把握はなかなかされていないようですが、全体の中で、具体的に望まない妊娠がどの程度なのかということをしっかり県で把握していただきたいと私は思いますし、先ほどの盛岡市にあるにんしんSOSいわてですけれども、昨年度、相談件数の98件のうち、盛岡市内だけではなく県内各地から相談がある状況の中で、にんしんSOSいわてはとても大事な取り組みをされていらっしゃると思います。同じように盛岡市も行政として望まない妊娠のための相談ということをやられているわけですけれども、例えば市に来る相談は1年で三、四件程度なのに、にんしんSOSいわてに来る相談は98件ということで、行政が受け皿になっていないというか、こぼれてしまうところをにんしんSOSいわてが何とかすくい上げているという現状です。

先ほど児童虐待死と妊産婦の自殺を取り上げさせていただきましたけれども、全国的なデータにはなりますけれども、ゼロ歳が5割近くというわけです。妊産婦も、産後が7割ということで、いかにお母さんが妊娠と産後の1年までの間の精神状態が不安定かということが示されている中で、実際ににんしんSOSいわての相談者も、そういった悩みを抱えた若い方々が増えている、10代、20代が増えているという現状を県はどう捉えているのか。県が行っている今の取り組みで十分なのか、お伺いしたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 ただいま吉田敬子委員から御紹介ありましたとおり、望まない妊娠、予期せぬ妊娠について悩みを抱えている方々、にんしんSOSいわての活動状況を見ましても、かなり若年の方が多いということと、なかなか行政の相談窓口にはつながりにくい方々だということは、行政の窓口で対応されている保健師からもそういったお話を聞いているところでございます。

こうした現状を踏まえますと、やはり行政だけで対応が難しい部分については、民間の取り組みとも連携、協働しながら進めていく必要があるというように考えておきまして、今後の官民が協働しての支援体制をどのようにつくっていくかということの検討を行っているところでございます。

○吉田敬子委員 この件については、引き続き注視しながら議論させていただきたいと思っています。

次に、医療的ケア児の支援と小児在宅医療についてお伺いしたいと思います。県内の医療的ケア児が受けられるレスパイトの施設数と利用実績について、松本雄士議員の一般質問における答弁であったかもしれないのですけれども、レスパイトを受けられる施設の数に限られている現状にある中で、その利用実績と施設数を改めてお伺いしたいと思います。また、レスパイト、訪問型、いわゆる子供を連れていってレスパイトを受けるというもの

と在宅レスパイトというものがあるわけですが、県内で在宅レスパイトが受けられる市町村の現状と、それに対する県の見解についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 医療的ケア児に係るレスパイト利用についてですが、医療的ケア児の受入れ実績があります短期入所事業所は、福祉型短期入所事業所が1カ所、医療型短期入所事業所が6カ所となっており、令和6年度の利用実績は、県の補助実績によりますと3事業所で延べ30人の利用となっております。

それから、在宅レスパイトは、国庫補助制度を活用し、健康保険法等の適用対象となる訪問看護時間に上乗せし、医療的ケア児の自宅で家族に代わって看護職員が医療的ケア等を提供する事業、これを紫波町、矢巾町、住田町の3町が実施をしているところでございます。

地域の訪問看護事業所のサービス供給能力を活用することにより、医療的ケア児がどういった区分でもケアを受けられることが可能となれば、家族の介護負担のさらなる軽減につながるものと考えておりました、各市町村に対して今後もさまざまな機会を通じて情報提供を行いながら、事業の実施を働きかけてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 医療的ケア児が受けられるレスパイトの施設がなかなか増えない状況の中で、在宅に行っていただくレスパイトという、その選択肢をふやせる取り組みがふえていけばいいと思っている中で、現在矢巾町、紫波町、住田町でこのようにやっている事業を、ぜひ県内市町村に拡充していってもらえるような取り組みをしていただきたいと思っております。

ただ、訪問看護ステーションの中でも、小児を扱える訪問看護ステーションというのが限られている現状となっているようですけれども、小児の訪問看護についての県の見解を改めてお伺いしたいと思います。

○菊地地域医療推進課長 小児訪問看護に対応している県内の訪問看護ステーションの現状と課題についてですが、県内の訪問看護ステーションの事業所は現在134カ所ございまして、小児訪問看護に対応している事業所は、令和4年時点になりますけれども、35カ所となっており、二次医療圏単位では事業所がない圏域もあるところであります。

小児訪問看護には、医療的ケアの複雑さや疾患の希少性など専門性が高いスキルが求められることから、対応できる訪問看護師等の人材が少なく、人材の育成や人的体制の確保が課題と認識しております。

こうしたことから、県ではこれまで医療、保健福祉等の関係者で構成いたしますいわてチルドレンズヘルスケア連絡会議により情報共有を図りながら、訪問看護師を対象とした研修や短期入所施設の拡充などに取り組んできたところであります。

今年度は、これらの取り組みに加えまして、本年7月、県看護協会が開所いたしました岩手県訪問看護総合支援センターと連携し、訪問看護人材の育成、確保や医療機関等との連携などの取り組みを進めており、引き続き小児訪問看護の充実に努めてまいります。

○吉田敬子委員 134カ所訪問看護ステーションがある中の35カ所のみといった少ない現

状の中で、課題はあるのですけれども、今現在やれるところがあるところで、まずは在宅のレスパイトを市町村単位で広めていただけたらいいような取り組みを増やしていただきたいです。一方で、例えば、これは大船渡市の課題でもありますけれども、訪問看護ステーションは自分たちでやっていて、気仙地域の方々と情報交換される中で、住田町は小児訪問看護を受けられるのに大船渡市には小児の訪問看護ステーションはないという、同じ気仙地域でもそういう格差が生まれている状況です。そこを広域で上手に、お隣の住田町から訪問してもらえる仕組みをつくるのが県の役割なのかとったりもします。岩手県訪問看護総合支援センターもできましたし、在宅医療に県はしっかり力を入れていかれるということなので、ぜひそこは引き続き、何とか小児の部分も強化していただきたいと思います。

最後に、今年度からスーパーバイズチームが設置されておりますけれども、こうした現状の中でどのように生かされているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 スーパーバイズチームでございますが、医療分野との連携を促進することにより、地域における医療的ケア児支援のさらなる拡充を目指し、医師や看護師等の医療関係者によるアドバイsteamを編成し、地域における支援の中心を担う医療的ケア児等コーディネーターなどに医療的見地から助言、指導を行う仕組みを構築しようとするものでございます。

これまでスーパーバイズチームという名前と呼んでおりましたが、関係者と議論する中で、スーパーバイズという呼び名は査察とか監督とか、上からの指導というニュアンスもあるので、ストレートにアドバイsteamということで進めていこうということで、今後アドバイsteamというように申し上げさせていただきます。

現状の取り組みでございますが、これまでに県医師会など関係団体への協力依頼を行ったほか、市町村や自立支援協議会の代表者などへの説明会を開催したところでございます。ただ、障がい児分野における医療との連携の取り組みには地域差もございますことから、今年度まずはモデル地域でのチーム結成を目指し、現在市町村等を訪問し、ヒアリング等を行いながら、運用開始に向け、現在調整を行っているところでございます。

○吉田敬子委員 県の医療的ケア児支援センターの、もともといらっしゃった相談員から何回かお話を伺うのですけれども、県全体をその方お一人で対応されていて、相談内容も本当に多岐にわたっています。利用者からは本当に感謝されていて、話を聞いていただいて、どこにつなげようということをやっているから、本当に支援センターの相談員はありがたい存在だと伺っています。

1人だけでは県全域に対応するのは非常に大変な中で、こうしたアドバイsteamで医療側と上手に連携していただけたらいいのかと思っています。人員配置的に、これからの課題とは思いますが、コーディネーターは各市町村で育成しているのですけれども、どうしても自分の施設内だけのことに限った活動になってしまっているコーディネーターもいらっしゃるので、コーディネーターともっとうまく連携して、コーディネーターが地域で上手に

活躍していくための仕組みづくりについても、アドバイsteamも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。最後、御所見を伺って終わりたいと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 医療的ケア児のコーディネーターの配置も進んできておりまして、現在は県のセンターのほうに相談支援の対応が集中している状況ですけれども、やはり地域、身近なところで相談対応できるというようにしていきたいと考えております。

特に医療的な対応というところが皆さん不安になっているところですので、先ほど申し上げましたアドバイsteam、まず連携体制が取れそうなところ、具体的にニーズが明確なところから先行して設置をしまして、コーディネーターや関係機関、医療的な面からフォローするような体制づくりを進めまして、身近な地域で支援の拡充を図ってまいりたいと思います。

○佐々木宣和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木努委員 最初に、里親制度についてお伺いいたします。私も長く県議会議員をやっていますけれども、里親制度については本当に無知でありまして、先日人口減少・若者女性支援調査特別委員会で里親の話が出たときに、改めて少し関心を持たなければ駄目だというように思いまして、取り上げさせていただきます。

現在の我が県における登録里親数と委託里親数の現状、それから推移についてどのようになっているのか、初めにお聞きしたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 本県の里親登録組数についてですが、こちらは国統計が公表されている過去3か年で見ますと、令和2年度は193組、令和3年度は219組、令和4年度は217組と、おおむね200組程度で推移をしているところであります。

また、本県の委託里親数を見ますと、同様に令和2年度は69組、令和3年度は63組、令和4年度は55組と、やや減少傾向となっております。

○佐々木努委員 聞くところによると、割合的には全国平均ぐらいだというお話でしたので、全国的な傾向と同じだと思うのですが、我が県において里親制度の課題というのはどういうものがあるのかということと取り組みについて。

それからあわせて、里親会というのがあるのですが、里親会の方々からどういう要望が出て、その対応をどのようにされているのかもお聞きします。

○前川子ども子育て支援室長 本県における里親制度の課題についてでございますけれども、こちら先ほども答弁しましたとおり、本県では委託里親数がやや減少傾向となっております。里親の確保とマッチングへの支援が課題と考えております。

県では、里親たちの前の段階となります里親登録に係る普及啓発としまして、例えば市町村と連携しパネル展の開催など行っておりますほか、既に登録されている里親に対しま

しては、一時里親事業なども活用しながら、児童養護施設の子供と交流し、子供と里親のマッチングが進むように支援をしているところであります。

里親会からの要望についてでございますが、幾つか例を挙げますと、県の里親会からは、里親委託を待っている里親が多くいるので委託をしてほしいですとか、里親のモチベーションアップのため一時里親事業をもっと活用してほしいというような声が上がっているところでございます。

県では、里親の委託を進めていくために、里親の能力向上のための研修等によりスキル向上を図っていきますとともに、委託を行っていない里親に養育体験の機会を与え、児童との交流の機会となる一時里親事業の活用について、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木努委員 諸外国と比べると、里親の受け入れ件数、割合というのは、日本は非常に少ないということで、国も積極的に取り組んでいくという姿勢を見せているわけがあります。我が県にも児童養護施設等にたくさんの子供がいて、本当は家庭的なところで成長していくのがベストだというように思いますので、積極的にマッチングが図られるようにやっていただきたいというように思います。

その中で、ことし9月4日の人口減少・若者女性支援調査特別委員会で、講師が里親に少し関わっているというようなことで、里親の資格の審査のところで、この人は問題があるのではないかという方も里親に認定をされているような状況に疑問を感じているというお話がありました。審査をする方からそういうお話があるということは、何らかの問題、課題があるというように思われるわけですが、そういう指摘に対して県としてどのように認識して、どのようにこれから取り組んでいかれるのか。この項目についてはそのことをお聞きして終わりたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 まず初めに、里親登録までの流れを簡単に御説明しますと、里親となることを希望する方は、児童相談所が実施する研修を修了した後、児童相談所に登録申請を行います。その後、家庭訪問による調査を経まして、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において委員の意見をお聞きした上で、里親登録の可否を決定するものとなっております。

里親登録の要件は、児童福祉法等におきまして、要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること、経済的に困窮していないこと、里親本人またはその同居人が欠格事由に該当していないことなどが基本的な要件と定められており、これらに反していない場合は登録を可と決定することとなります。

専門分科会におきまして、委員から登録に当たって意見が付されるといったこともございますけれども、里親への委託を行う場合には里親及び里子の意向、里子の状況等を踏まえて丁寧なマッチングを行いまして、児童相談所の総合判断により委託を行っているというところでございます。

審査が十分に行われていないのではないかと御指摘があったと思いますけれども、

これに関しましては、里親登録の要件については先ほど説明したような要件になっておりまして、審査会における議論が十分に尽くされていないのではないかといた御意見もあったというように理解しておりますので、こうした意見も真摯に受けとめまして、今後の対応については検討していきたいと考えております。

○佐々木努委員 里親側にも間違いがあってはならないというように思いますので、ぜひそのようなところは審査される委員の方々と存分に意見交換をしながら、よりよい方向に持って行っていただければというように思います。

次に、子宮頸がんワクチン、HPVワクチンについてお伺いしたいと思います。この間、接種漏れがあった方々に対してのキャッチアップ接種が国で制度化されて、ことし9月末までに接種すれば、無料で受けられるという特例措置が行われてきたわけでありまして、県にも市町村ごとの取り組み状況等を公表していただいて、市町村もその後かなり頑張っ取り組んだのではないかと思うわけです。現状、直近の状況で構いませんが、キャッチアップの接種状況というのはどのようになっているのかお知らせいただければと思います。

○太田感染症課長 キャッチアップ接種の直近の状況につきまして、接種状況は医療機関から市町村への報告に基づいて集計されるため、直近の数字は8月31日現在のものとなりますが、令和6年4月1日現在の県内対象者数4万8,573人のうち、令和6年8月31日現在で3回とも接種された方は1万3,954人であり、その割合は28.7%となっているところです。

また、令和6年8月31日現在で1回目、2回目の接種をした方は合わせて6,053人となっており、令和6年度中に接種が完了すると見込まれる方は2万7人となり、その割合は41.1%となるところです。

前回調査時、6月20日に調査をしたときは、令和6年4月末の数字として完了見込みの方の割合、35.3%としていたところですが、これと比較して5.8%の増となっているものです。

○佐々木努委員 国も女優の小雪さんに広報に出てもらって、一生懸命PRしているようでありましたので、多分9月に駆け込みで接種された方々も結構いらっしやったのではないかとということで、その結果についてはまた次回お聞きして、大体これで状況というのはわかるのだと思います。それでも多分漏れている方がたくさんいらっしやるという中で、今回9月末までに1回接種すれば無料ということにはなっていますけれども、その後、例えば気づいたら10月になってしまった、今から打ちたいというような場合の料金、これは1回当たり3万円ということなので、通常だと10万円近くかかるのだと思いますが、10月以降に初回の接種を受けた方、最終的に年度を越える方、この方々の料金というのはどのようになりますか。

○太田感染症課長 ことし10月以降にキャッチアップ接種をした場合の料金についてでございますが、キャッチアップ接種の公費負担は今年度末までに接種した分が対象となりますので、今年度末までに3回目接種が完了しない場合であっても、1回目、2回目まで

接種した場合、その分の費用が公費負担となります。

また、令和7年度以降も任意接種として引き続き接種可能ではありますが、令和7年4月以降に接種した分については自己負担となります。

○佐々木努委員 我々県議会としても、国にキャッチアップ接種の延長を求めて、6月定例会においてHPVワクチン接種の更なる推進を求める意見書を提出したのですが、今それがどのような状況になっているのか。その結果についてはまだ把握していませんが、恐らく予定どおり打切りということになるのだと思いますが、注意して、そのCMなり、そういうさまざまな媒体でキャッチアップ接種について知っている方であれば、もう既に終わるとか、9月前には終わっていると思いますが、若い人というのは関心のない人もいて、気づいたらもう過ぎていたという方もいらっしゃると思うのです。

それで、国は国として、県が今後キャッチアップ接種を受ける方、年度を越えた分についても、新年度予算でその分を県が助成をするというような県独自の取り組みをやられるお考えはないか。若者活躍支援とか、いろいろ県も若者の支援には頑張って取り組むというような中で、ぜひそういうことも検討していただいて、可能な限りキャッチアップ接種を受けていただいて、子宮頸がんの予防につなげていきたいというように思うのですが、そのお考えはないかお聞きいたします。

○太田感染症課長 令和7年4月以降にキャッチアップ接種をした場合の県の助成についてであります。キャッチアップ接種については、国が積極的勧奨を中断してきたことにより接種機会を失った年代の方々に対し、できるだけ接種効果が発現する若いうちに接種されるよう、令和4年度から6年度にかけて実施期間を定めて集中的に実施したものでございます。

県では、これまで市町村や医師会等の関係機関と連携して、キャッチアップ接種の対象の方や御家族の方に対する周知の呼びかけに取り組んできたところです。

ワクチンの定期接種については、国が予防接種法に基づいて全国一律で実施しているものであり、公費負担は国の責任において実施されるものであることから、県ではこれまで全国知事会を通じてキャッチアップ期間の延伸について要望してきたところでございます。今後について国の動向を注視してまいります。

○佐々木努委員 現段階ではそういう答弁にしかならないということは想定していましたが、これは今年度中に開始した方というようなことを限定で構わないと思いますので、あと1回残ってしまったというような方を県が独自で救うというようなこともあっていいのではないかと。私はそういう保健医療政策であってほしいというように思いましたので、要望としてお聞きしたということですから、ぜひ検討していただければというように思います。どうしてもお金がなくて無理だというのであれば、それは仕方ないですけれども、それでもそういうことを考えていただくと、若い人たちにとっては非常にありがたいことではないかと思っておりますので、お願いします。

それから、キャッチアップ接種も終わるということでありますけれども、定期接種はこ

れからもずっと続いていくわけでありますので、CMとか、そういうものがなくなってしまふと関心も薄れて、定期の対象の方々も意外に接種の機会を逃してしまったりするようなことがあるので、そういうことのないように随時定期接種の促進に向けた取り組みをやってほしいのですが、県の取り組みについて、この項目の最後にお聞きしたいと思います。

○太田感染症課長 定期接種の今後の推進についてであります。今年度キャッチアップ接種について、県、市町村、関係機関で広報を強化したことにより、全体としてHPVワクチンの有効性などについての理解が進んだものと考えております。

定期接種については、接種対象全ての方がワクチンの有効性、安全性についての正しい理解の下、自らの意思により接種を選択することができるということが重要でございますので、引き続き関係機関と連携して情報発信に取り組んでまいります。

○佐々木努委員 よろしくお願いたします。

最後の質問になります。奥州市で今進められております新医療センターについてお聞きしたいと思います。新医療センターについては、現在老朽化している奥州市総合水沢病院の建てかえというように考えてもらっていいのだというように思いますが、これまで、もう10年以上前から、建てかえが必要だとか不要だとか、あるいは市内に公立の病院が診療所も含め五つあって、統合も含めた建設をすべきではないかとか、それから場所をどこにするかとか、いつ倒壊するか分からないと言われていながらも十何年も総合水沢病院が患者を受け入れているという状況の中で、先日、市で、今ある五つの医療機関を残した上で総合水沢病院の建て替えを行って、診療を展開するという方針を打ち出して、建設の中間案も示して、住民説明会なども行われました。

その中で、賛否両論、さまざまな意見が出されたわけでありますが、その中で医師会から、医師不足もこれから深刻になってきて医師確保も心配だと、それから毎年多額の繰入れをしている状況で、これから医療需要も減少していく中で、果たして将来的にこの病院経営はもつのかというような、さまざまな不安点が出されて、このまま進めては駄目なのではないかという議論も最近出てきて、市も最終的にいつまでということではなく、市民の議論が尽くされてからというような発言もこの間の市議会では市長からあったということです。

その中で、先日、胆江地区地域医療連携会議——保健所が主催する胆江二次医療圏の会議がありまして、その中で座長の医師の方から、一番最後に県に対して、新医療センターの問題は市だけの問題、新医療センターだけの問題ではなく、県立病院とか県医療との関わりも含めて検討をしていかなければならないものであって、これまで県と市はこのことを協議したことがあるのか、これは極端な話、統合再編も含めた形で話をしたことがあるのかというようなことが発言されました。これに対して、県もオンラインでその状況は見ていらっやって、そのことについて、何と答えられたか忘れたのですけれども、いずれ座長の医師の方からは県にしっかりと議論に参加してほしいというような話がありました。その報告は受けていらっやるのでしょうか。

○吉田医療政策室長 奥州市からの相談の件でございますが、まず奥州市からは昨年度、新医療センターの計画を策定するという上で、一度相談はいただいております。今年度については、先日の9月19日の胆江構想区域の調整会議で基本計画案の説明に対し、委員から県側ともっと議論すべきという意見を踏まえて、今後の進め方について相談を受けております。

先日の相談の際には、まず新医療センターの病床数については、岩手県保健医療計画及び地域医療構想上の現在の総合水沢病院の病床数の範囲内の計画として検討しているということから、調整会議の協議の対象、病床数については協議の対象とはならないというところにはなりますが、新医療センターの整備に関しては、新医療センターが地域医療における役割、それから機能、それから地域の医療機関との連携について調整会議で話し合っていたいただきたいということや、あとは持続可能な運営を行っていくための経営計画が必要でありますから、そういった収支の根拠などについても示す必要があるのではないかなというような意見交換を行ったところであります。

○佐々木努委員 これは多分ではなく、確かなことだと思うのですが、市が県に相談していることと、それから地域の住民の方々、医師会の方々も含めて、市が県と議論してほしいということは違うのではないかと私は思っていて、県として胆江二次医療圏あるいは県全体を見るということでも構いませんけれども、今後の公立病院の医療の在り方、これを県は県、市は市でそれぞれが考えてやっていくということではなく、本当に市としてこれから新しい病院を建てるのが適当なのか、これが適切なのかということ。これを県はどのように考えているのかということと、胆江二次医療圏は県立病院を二つも抱えていますので、その関係性、それから県立病院の将来的な見通し、これは医療需要の減少によって病院経営がこれからどのようになっていくのかというような見通しも含めて、今後10年後、20年後の在り方、そういうものを踏まえて、本当に建て替えが必要なのかということ。それから県立病院を市としてどう残していくとか、県は県なりに残していくとか、そういう考え方をしっかり協議してほしいと思います。それから、両方の病院の医師不足はどう解消していくのかとか、県立江刺病院は病床数を減らしてしまったけれども、これはどういう影響があって、もし奥州市が新医療センターを造れば、これがまたどういう影響を与えるのかとか、さまざまなことについて協議をした上で、県のお墨つきがあれば、では市は新しい病院を造るよとか、そういうことをやっぱり検討してほしいと思います。

多分、市は、新医療センターを造りたいから、何とか県にも協力してほしいというように言ってきて、そういう議論、相談にしか私はならないというように思います。県としてどうあるべきかということ、これも遠慮なく市に言っていただいて、共倒れにならないような二次医療圏の公立病院の在り方を考えてほしいというように思うわけでありませぬけれども、その辺の御認識、考え方はいかがでしょうか。

○吉田医療政策室長 まず、市立病院においては、住民に密着した医療を提供するなど、病院ごとに開設の理念があつて、各施設の今後の在り方については、まずは各施設の考え

が、各開設者の考えがあるものというように考えております。

県としては、今回奥州市が計画している新医療センターについては、持続可能な運営が必要な病床数とか医療機器など、適切な規模で整備されるのが望ましいというように考えております。

地域における医療機関の在り方については、その地域の中で今調整会議を設置していますので、そういった中で、地域の中でまずは御議論いただければというように考えております。

○佐々木努委員 そのとおりの答弁だと思うわけでありますけれども、私から見れば、新医療センターは持続可能な病院でも何でもなくて、これからの収支に必ず大変な状況が及ぼすものだというように理解していますし、そのように心配している方がたくさんいらっしゃるのだけれども、そうは思わない方々も実はいるわけで、それが今の奥州市の進め方ということであれば、市の考え方にも問題があるから、そこを整理してほしいというのが県の考えでもあるというように思います。整理の段階で、県として、これは難しいのではないかと、病床80床でどうやって黒字化していくのだとか、医者はどうやって確保していくのだとか、さまざまこれから施設を建てる上で相談があるときに、これは率直に、問題があるのではないかと、ここはどう解決するのだというようなことをどんどん市に対して話してもらっていいと思いますし、また繰り返しになりますが、県立病院の在り方にもかなり影響してくることでありますから、県は県として心配しているところはないのかどうか、そういうところも含めて、もっと上の部分でもっと議論してほしいと思います。

調整会議の中では、いろいろな分野の方々がいっぱいいますし、みんな思惑が違うので、なかなかこういう話にならないのです。毎回お互い言い放しの話で終わってしまうということがもう何年も続いているわけでありますので、そういう場ではないところでの議論というのをぜひやっていただきたいということを保健福祉部長にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○野原企画理事兼保健福祉部長 この問題に関して、佐々木努委員からもう数年来にわたり、また胆江地区の県議会議員からも度々御質問いただいておりますし、地域の病院として将来、本当に質が高く、住民に望まれる形で安定的に経営ができるのかという御心配を皆様方がされていることでの御質問だというように承っております。

確かに御指摘のとおり、地域医療構想調整会議でさまざまな方が入って、みんなで議論していくという形なのですけれども、個々の病院をどうするかという部分については、そういったオープンな場以外でもさまざまな調整が必要だというように考えております。

特に胆江地区に関しては、県北地区と違って民間病院も4病院あります。県北地区ですと県立病院だけしかないとかというところもあるのですが、胆江地区はプレーヤーが多い。民間病院も4病院あって、公立病院だけではなく、民間病院も含めてどうあるべきかというのがやっぱり本来求められる姿だと思っています。

その中で、新医療センターについてはこれまで数年にわたってさまざま検討されて、構

想も少し、方向性も変わりながら現在に至っているという状況で、奥州市も今市議会での議論、住民説明会でのさまざまな御意見などを伺いながら、今のプランについてもまだまだ柔軟に今後検討していくということであります。先ほど医療政策室長から申し上げましたとおり、市からは度々御相談いただいておりますので、事務レベルでは率直な、こうしたらいいのではないかと、こうしたようなアドバイス、我々もきちんとデータの提供も含めて今後もしてまいりたいと思いますし、県と市できちんとそういった協議をするべきだというような協議会の委員の意見もございますので、そういったことにはきちんと応えられるような形で我々も説明してまいりたいと思います。最終的には、県と市だけで決めたというわけにもいきませんし、安定的な経営部門は我々がアドバイスできる場所もありますが、医師確保については、奨学金制度を市も運営していますし、我々も運営していますので、そういった部分については具体的な議論できるかと思えます。そういった意味でさまざまな点について我々も必要な支援を行ってまいりますし、地域医療構想調整会議の場において求められた委員からの意見については、きちんと説明を尽くしてまいりたいというように考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の11月の県外調査につきましては11月6日から8日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。